OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『合類節用集』の編纂をめぐって : 『字彙』からの引用を中心に
Author(s)	米谷, 隆史
Citation	語文. 1992, 59, p. 45-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68850
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『合類節用集』の編纂をめぐって

――『字彙』からの引用を中心に――

米谷隆史

一　はじめに

『易林本節用集』の版行以後、しばらくは内容の上で目立った増補改編が行われなかった近世の節用集諸本であるが、寛文、延宝年間頃から「節用集改訂の機運漸く動き」[1]新たな特徴を備えた節用集が版行されるようになる。本稿でとりあげる『合類節用集』（別名『字林拾葉』延宝八年刊）もその中の一本である。

『合類節用集』の編纂をめぐっては、影印本の解題[2]（小林祥次郎氏執筆、以下「解題」と略記する）以外にも、『国語学研究事典』の「合類節用集」の項[3]、『多識編』や『文選』からの引用態度について言及した柏原司郎氏の論考[4]、『遊仙窟』からの引用態度について言及した前田富祺氏、平井秀文氏の論考[5]がある。これらの指摘によって、編纂資料としてはおおむね当時の版本の類が参照されていることや、引用に際して、出典の誤刻をそのままに受け継ぐことのある一方で、時には語形の改変や注文の取捨選択も行われていることなどが明らかになっている。本稿では、それらの指摘を受け、主に『字彙』から引用された語や注文について考察を行いつつ、『合類節用集』における増補改編のあり方や出典として示される書と実際の編纂資料との関係の一端を述べようと考えている。

二　『字彙』からの引用方法の検討

『合類節用集』には、漢籍、和書、仏典あわせて七十種程度の書が出典として示されている。このうち字書として引用が見られるのは漢籍の『字彙』（八十二箇所）、『海篇』（七箇所）、『玉篇』（一箇所）、『大広益会玉篇』と思われる）、『説文』（一箇所）のみであり[6]、国内で成立した字書からの引用は少くとも出典注記からは確認できない。出典注記から見るかぎり、『字彙』が最も多く参照された字書ということになる。

『合類節用集』において『字彙』からの引用を示す出典注記が明示されている箇所には、全て何らかの注文が引用されている。つまり、次のような体裁となっているのである（以下、各書の割書部分は〔　〕に、出典注記は〈　〉に入れて示す）。

見出語〔注文〈字彙〉〕

（ただし、注文と出典注記の位置が交替している例、注文と出典注記が複数見られる例もある）

見出語と注文、出典注記の関係には次の二通りがある。

（1）注文のみを出典注記に示す書に拠っている

（2）見出語、注文ともに出典注記に示す書に拠っている

以下、（1）、（2）の分類に対応するように挙例し、検討を加えていくことにする。(7)

なお、挙例の際、異体字については本文の理解に支障がない限りにおいて多くは現行の字体に改めた。また、各書の注文は前後を適宜略して引用したところがある。音・訓合符は省略した。

（1）注文のみを『字彙』に拠っている例

①偏袈〔在〈文選〉ニ〈字彙〉ニ曰袈在レ中ニ左右異レ色ヲ〕

合類巻六8丁オ

袈偏袈ヲ襲ケテ偏袈ヲ

文選巻六31丁オ(9)

袈〔……〈國語〉申生衣ニ偏袈ノ之衣ニ袈在レ中ニ左右異レ色ヲ故ニ曰ニ偏袈ト〕

字彙申集56丁オ(10)

②殕〔〈順和名〉ニ餅ノ—也又〈字彙〉ニ音撫食ノ上ニ生ニ白毛ヲ〕

合類巻六12丁ウ

餅〔殕字附〕釋名ニ云餅ハ〔音屏和名毛知比〕…中略…四聲字苑ニ云殕ハ〔孚乳ノ反與撫同今案ニ訓賀布〕食フ也レ上ニ生スルヲ白ヲ也

和名巻十六11丁オ(11)

殕ホ〔……婁古ノ切音撫食ノ上ニ生スル也ニ白毛ヲ〕

字彙辰集45丁オ

③羿〔在〈古文ノ注〉〈字彙〉ニ羿ハ以レ手ヲ出ス也レ汁ヲ也〈玉篇〉ニ又作レ擠ニ〕擊〔同キ〈海篇〉ニ音毀〕

合類巻八111丁ウ

槽醊ハ皆酒ノ滓カスヲ也以レ水ヲ羿ソソグ槽ノ曰レ醊ト

古文真宝後集(12)「漁父辭」割注部分　上巻8丁ウ

羿〔……以レ手ヲ出ス也汁也〕

字彙未集33丁ウ

羿〔子礼切手ニ出ス其ノ汁ヲ亦作擠ニ〕

大広益会玉篇巻十五9丁オ(13)

擊〔音毀〕

海篇巻九身體門16丁オ(14)

①②③は見出語の出典が明示されている例である。②は、『字彙』から引用されている注文が『和名類聚抄』所引の『四聲字苑』の注文とほとんど変わらない点が注目される。『和名類聚抄』からの見出語引用と『字彙』からの注文引用は連続して行われなかったということであろうか。③は、『玉篇』の注文も共に引用され、同訓異字の「擊」には『字彙』ではなく『海篇』の注文が引用されている。『海篇』が参照されている理由については後述する。

『合類節用集』には節用集からの引用を示す出典注記は見られないものの、序に見られる「夫節用集ノ之行ニ于世ニ夫人資之ヲ以テ爲ス日用之便リト者不レ少矣然又往々ニ恨ムト事不レ博字不レ多臨レテ用ニ而闕如上者」の記述から判断すると、編纂者が当時流布していた節用集を参照していたことは間違いない。したがって、それら

の節用集の所収語が『合類節用集』の見出語となっている場合は①～③の例に準じて考えることができるものと思われる。もっとも、増補改編の著しい『合類節用集』の場合、編纂者が参照した節用集がどのような本であったかを特定するのは困難である。本稿ではとりあえず『易林本節用集』の所収語を当時流布していた節用集の所収語と想定し、適宜他の真草二行本の所収語を参考とすることとした。[15]

④家〔居也〕宅同〔〈釋名〉ニ―ハ者擇也揀ニ擇ヲ吉處ヲ而營レ之ヲ也〕屋同〔〈字彙〉ニ黄屋車蓋也〕室〔〈釋名〉ニ―實也人物實ニ滿其中ニ也又〈事文續集〉ニ…以下略〕

合類巻一38丁オ

家〔……居也又婦謂レ夫ヲ爲レ家ト…以下略〕

字彙寅集6丁オ

宅〔……居也屋也〈釋名〉宅ハ者擇也揀ニ擇テ吉處ヲ而營レ之ヲ也…以下略〕

字彙寅集3丁ウ

舍〔……屋也〈説文〉市居ヲ曰レ舍ト…以下略〕

字彙未集60丁オ

屋〔……舍也居也具也止也又黄屋車蓋也…以下略〕

字彙寅集14丁オ

室〔……房也〈釋名〉室ハ實也人物實ニ滿スル其ノ中ニ也…以下略〕

字彙寅集5丁オ

『易林本節用集』伊の乾坤に「家　宅　舍同　屋同」とある。「室」以外の四文字が見られるわけであり、密接な関係が窺われる。『合類節用集』の注文は、同訓異字の関係にある五文字の使い分けを示したものといえる。『合類節用集』の出典注記に従うと『字彙』から引用したのは「屋」の注文のみということになる。しかし、実際は、その他の四文字の注文も全て『字彙』の各文字の項の注文に含まれていることがわかる。「室」に「イエ」の訓を当てることは何によっているか不明であるが、それぞれの注文は、編纂者が各文字について『字彙』を検索して参照し、引用したものと考えて良いと思われる。もちろん、『釋名』と『説文』を実際に参照したものと考えることもできる。しかし、『釋名』の唯一の和刻本と思われる[16]「明暦二年刊本」によって「宅」の引用該当部分を確認すると、

宅ハ擇也擇テ吉處ヲ而營レ之ヲ也

釋名巻五7丁オ[17]

となっており、『合類節用集』及び『字彙』では、「揀擇」となっている部分が、『釋名』では「擇」一字のみであって一致しない。また、先にも述べた通り、『説文』からの引用を示す出典注記はこの箇所に見られるのみであって、編纂者が『説文』を参照することは実際には全くなかったのではないかとも考えられるのである。

⑤庵〔又作菴ニ〈字彙〉ニ園屋一ニ曰草舍〕廬同〔在ヲ野ニ曰レ―田中ノ屋也〕

合類巻一38丁オ

庵〔……園屋一ニ曰草舍○王氏カ曰古作レ菴イヲリニ隋唐以来作レ奄〕

字彙寅集38丁オ

廬〔……寄也舍也…中略…〈漢志〉在ヲ野ニ曰レ廬ト田中ノ屋也也又

倚廬、喪舎也…以下略〕

字彙寅集40丁オ

『易林本節用集』伊の乾坤に「菴〔庵同〕廬」とある。この例も『字彙』を引用したことを注するのは一方のみである。しかし、出典注記の施されていない「廬」の注文も、『字彙』の「廬」の項の注文に含まれている。また、『字彙』の注文の中に見られる「倚廬」は、『合類節用集』に『字彙』から引用された注文とともに掲載されている。

⑥倚廬〔〈字彙〉ニ――〈喪舎也〉〕

合類巻一38丁オ

編纂者が『字彙』の「廬」の項を参照したことは確かであろう。したがって、『合類節用集』の「廬」の注文も『字彙』からの引用と思われるのである。

編纂資料との関わりが明確でない場合でも見出語が先に存在したものと見做すことができる例もある。『合類節用集』巻七疑字部は、字体の類似した文字を連ね、それぞれに反切と簡単な注文を施すという体裁をとっている。『易林本節用集』における「分毫字様」所収二百四十八字や「疑證」所収百七十三字に相似た面を持つものであり、両書に共通して掲出されている文字も七十二文字ある（うち、左訓まで一致しているのは二十九字である）。疑字部には『字彙』からの引用を示す出典注記が一箇所見られる。

⑦吉〔激質／切臼入聲善也〕　吉〔〈海篇〉ニ音怯田―〈字彙〉ニ作吉ニ音羌僖帳／之象〕

合類巻七3丁オ

吉〔…激質／切由入声善也利也…以下略〕

字彙丑集2丁ウ

青〔…區羊／切音羌僖帳／象…以下略〕

字彙丑集23丁オ

吉（マヽ）〔(18)音怯田―也〕

海篇巻八身體門14丁オ

「吉」の文字について示した通り、疑字部は、反切の全てと『海篇』からの引用を示す出典注記に伴っている注文以外のほとんどを『字彙』によっている。「吉」は、すぐ上に位置する「吉」との対比によって掲出された文字であろうが、『字彙』には収められてない。したがって、『字彙』からは「青」の項の注文を引用し、「吉」については『海篇』を参照して引用したものと思われる。『字彙』からの引用を示す出典注記は、『海篇』からの引用と区別すべき箇所にのみ施したのであろう。このような形になるためには見出しとして掲出すべき文字が先に存在している必要があろう。

なお、『海篇』は、既に示した「吉」、「擊」の他に「黍」（巻一20丁ウ、巻七5丁ウ）、「觜」（巻三47丁ウ）、「胔」（巻八53丁ウ）、「胤」（巻八97丁ウ）に引用がみられる。これらの文字は全て『字彙』には収められていない。したがって、「吉」の場合と同じ手順で『海篇』が参照されたものと思われる(19)。先行の節用集でこれらの語の有無を確認すると、『易林本節用集』に見られるのは「胤」のみである。寛文五年刊の真草二行節用集には他に「黍」「胔」が見られ、『易林本節用集』よりも一致度が高くなっている（寛文五年刊本にはさらに「擊」が見られる）。

（2）見出語、注文ともに『字彙』に拠っている例

⑧潮頭（ヂャウトウ）〔海中ノ大波亦曰二――一〈字彙〉在二濤字ノ注一〕
合類巻一16丁ウ

濤（タウ）〔……海中ノ大波亦曰二潮頭一……以下略〕
字彙巳集25丁オ

⑨歸墟（キキョ）〔無ノ底之谷ヲ名テ曰二――一〈字彙〉〕
合類巻一18丁ウ

底〔……下也〈列子〉無底ノ之谷名テ曰二歸墟一……以下略〕
字彙寅集36丁オ

⑩后土（コウト）〔謂レ社ヲ為ニ――一〈字彙〉〕
合類巻一44丁オ

社（シャ）〔……共工氏有レ子曰二句龍一為二后土一能ク平二水土一故ニ祀テ以爲レ社ト后土ハ官ノ名故ニ世人謂レ為ヲ爲二后土一……以下略〕
字彙午集51丁オ

⑧～⑩は、編纂者が見出語の文字（⑧であれば、「潮」と「頭」）の項を『字彙』で参照しても見出語についての注文を得ることができない例である。このような例は三例だけではあるが、見出語とそれについての注文を同時に引用してきた確例といえよう。ここで⑥の「倚廬」についても述べれば、「倚廬」の場合、見出語が先にあって、見出語の文字である「廬」の項を『字彙』で参照して注文を施したものとも、同訓異字「庵」との使い分けを知るために「廬」を参照した際に見出語と注文を同時に引用して掲出したものとも考えられるということになる。

⑪彗星（ハイセイ）〔又曰二掃帚星槍桿彷彿（サウシウセイサンサウハウヤク）一並ニ見二〈字彙〉一又〈神代巻ノ抄〉曰二無津甕星一（20）〕
合類巻一5丁オ

彗（スイ）〔……〈爾雅〉彗星、槍桿（ホウキホシ）〕
字彙寅集45丁ウ

槍（サン）〔……又槍桿、彗星也俗云二掃帚星一〕
字彙辰集38丁オ

桿（テキ）〔……槍桿、彗星〕
字彙辰集30丁オ

彷〔……奔星ノ為二彷彿一即流星也……以下略〕
字彙子集11丁オ

見出語は、『易林本節用集』波の乾坤に「彗星（スイセイ）」と見られる。したがって、（2）の条件にそのままかなう例とはいえない。注文中の三語は「彗星」の異名であり、見出語に準ずるものと考えられる。このうち「掃帚星」が「彗星」の異名であることは『字彙』の「掃」「帚」「星」の項には示されていないことから、「掃帚星」は『字彙』の「槍」の項から引用されたものであろう。「掃帚星」は他の二語とともに最終的に見出語とはならなかったもので、①～⑩の例で示した見出語と注文の関係とは趣を異にする結果になっている。なお、「見〈字彙〉」という出典注記のあり方から考えると、「槍桿」「彷彿」の二語もあるいは他の編纂資料とは関係なく、『字彙』から引用されたものと考えられるかもしれない。注文の形になってはいるが、見出語に準ずるものが『字彙』から引用されている例としてここに

示した。

以上、(1)(2)それぞれについて確例と思われるものを中心に考察を加えてきた（ここでは一部を挙げたのみであり、(1)(2)どちらに該当するのか迷う例もある）。『合類節用集』の場合、『字彙』は編纂資料として幅広く参照される書であったということになる。

出典注記のあり方についても確認しておく必要がある。『字彙』から引用された注文であっても出典が全く示されない場合がある。出典が示されていない注文であっても『字彙』からの引用であることが確認できる例は、④⑤⑦に示した例の他にも多数に上るものと思われる[21]。また、『字彙』所引の書が出典として示されている場合もあった。そのような例は『字彙』からの引用に関してはあまり多くないように思われる。例えば、『釋名』は全体で三十九箇所に出典として示されているが、④で示した例以外は『字彙』所引のものを引用したとは認め難いのである。

これまで『字彙』からの引用について述べてきたことと先学の報告とを考えあわせてみる。

平井氏の『遊仙窟』からの引用についての調査や柏原氏の『文選』からの引用についての調査において、それぞれ、当時の和刻本に一致しない語形や漢字表記によって『合類節用集』に引用されている語があることが明らかにされている。これは④の例で和刻本『釋名』の注文が『合類節用集』の注文と一致していなかったことに対応する。出典注記は同一であっても、実際に参照された書は出典として示された書を含む複数の書であり得るわけである。旧来の節用集と比較して、独自に語や注文を引用しているように見える『合類節用集』ではあるが、必ずしも全て原典から直接引用しているわけではないということになろう。『文選』や『遊仙窟』の場合、それらの和刻本以外に注釈書や仮名遣書のようなものから引用された可能性も探ってみる必要があろう。平井氏は、『遊仙窟』の近世の版本には一致しない語が『合類節用集』に引用されていることを指摘し、『紫明抄』や『類字源語抄』に一致する語が見られることを既に述べている。ただし、近世に版行された書を参照した可能性の方が高いのではなかろうか。なお、本稿では『字彙』からの引用に限って述べたので触れるところがなかったが、『日本書紀』や『八雲御抄』等の和書からの引用においても同様の問題があることが確認されるのである。この点に関する調査報告は、既に対照調査を終えている『字彙』以外の編纂資料についての報告とともに別稿に期したい。

三　まとめ

「解題」において、『合類節用集』は「検索に便なる表記辞典ではなく、読んで語の内容についての知識を得るための辞典」であり、「注記、出典表示はそのためのもの」とされている。『字彙』が編纂資料として参照されたことも、『合類節用集』のそのような性格に沿ったものと考えられる。『字彙』からの引用によって示された注文は当然のことながら中国の規範に基いた

ものである。『合類節用集』編纂当時の国内における文字使用の実態とはとりあえず別のものと認識しておく必要がある。中国の規範を出典を示しつつ示すような節用集がこの時期何のために編纂されたのか、また、刊行後どのように使用されたのかという問題は今後に残された課題としておく。

出典の明示に統一的な処理がとられていないことがあることも既に述べた通りである。出典が示されていない語や注文であっても、『字彙』やその他の編纂資料からの引用である場合、また、出典が明示されていても、実際にはその書からの引用ではなく、孫引によっている場合がともにある。編纂作業の段階で方針の統一が十分に行われなかったことが尾を引いているのかもしれない。『合類節用集』の編纂目的の中に、そのような不統一がある程度許容される余地があったということでもあり、注目しておく必要があろう。

近世の語彙や漢字表記を扱った研究において『合類節用集』は比較的頻繁に参照される節用集である。しかし、『合類節用集』の所収語や注文の性格についての吟味は十分でないように思われる。『合類節用集』の編纂者は、実際にどのような書を参照し、どの部分を引用しているのか、そして、編纂の目的は何なのかというようなことが明らかになっていけば、同時代の国語資料との比較も一層意味を持つようになるであろう。

注

(1) 上田萬年・橋本進吉『古本節用集の研究』(『東京帝国大学紀要第二』大正五年)今、昭和四十三年再版の勉誠社版によった。

(2) 中田祝夫・小林祥次郎『合類節用集研究並びに索引』(昭和五十四年二月、勉誠社)

(3) 前田富祺氏執筆

(4) 柏原司郎「『合類節用集』の『多識編』引用態度」(『国語研究』49)

同 「『節用集』の引用語からみた一語意識について」(『湘南文学』22、昭和六十三年三月)

(5) 前田富祺「辞書との出会い—辞書をえらぶコツ・使うコツ—」(『言語』九—五、昭和五十五年五月)

平井秀文「合類節用集の「遊仙窟」訓」(『日本文学研究』16、昭和五十五年十一月)

(6) 韻書としては『古今韻会』の出典注記が四箇所に見られる。

(7) 高梨信博「『和漢音釈書言字考節用集』の考察—出典註の諸相とその背景—」(『国語学研究』77、昭和五十七年六月)や「解題」にこのような分類の問題についての言及がある。

(8) 注2所収影印による(底本は延宝八年刊、国会図書館亀田文庫蔵本)、以下『合類節用集』の引用は全てこの影印による。なお、同年刊の大阪大学付属図書館懐徳堂文庫蔵本もあわせて参照した。

(9) 『和刻本文選』(古典研究会)所収影印(底本は慶安五年刊の『六臣註文選』)による。『六臣註文選』が参照されたことについては注4の柏原氏の論考を参照のこと。

(10) 『和刻本辭書字典集成』(汲古書院)所収影印(底本は寛文十一年刊本)による。以下『字彙』の引用は全てこの影印による。

(11) 『掖斎書入倭名類聚抄』(早稲田大学蔵資料影印叢書、早稲田大学出版部)所収影印(底本は寛文七年刊の附訓本)による。附訓本が参照されたことについては「解題」を参照のこと。

(12) 『魁本大字諸儒箋解古文真宝後集』(延宝三年刊、国会図書館蔵本、板木屋庄兵衛版行のものと、吉田屋永右衛門版行の後印本

の二種がある。）による。

（13）『和刻本辭書字典集成』（汲古書院）所収影印（底本は寛永八年刊本）による。

（14）『臺閣海篇大成』（萬暦三十二年刊、内閣文庫蔵本）による。以下『海篇』の引用は全てこの本による。

（15）『易林本節用集』は『節用集二種』（天理図書館善本叢書21、八木書店）所収影印（底本は「原刻易林本節用集」、天理図書館蔵本）による。以下『易林本節用集』の引用は全てこの影印による。

編纂者が参照した節用集は『易林本節用集』そのものと考えるよりは、当時流布していた真草二行本のいずれかの版と考えるほうが適当であろう。しかし、現段階ではこの問題について詳しく述べる準備がない。なお、『易林本節用集』以外に筆者が参照した節用集は「真草二行節用集」（内題による、題簽は「真草増補大節用集」寛文五年刊、岐阜市立図書館蔵本、国文学研究資料館のマイクロフィルム複写による）及び「頭書増補二行節用集」（内題による、寛文十年刊京都大学蔵本）の二本である。

（16）長沢規矩也『和刻本漢籍分類目録』（昭和五十一年十月、汲古書院）による。

（17）『和刻本辭書字典集成』所収影印（底本は明暦二年刊本）による。

（18）『合類節用集』掲出の字体とは異なっているが、『海篇』には「吉（音及善也）」も別に収められているため、『臺閣海篇大成』の誤刻と考えて良いであろう。

（19）『海篇』との比較で問題が残る例が一例見られる。

昌（サヤケシ）〔〈海篇〉ニ音精又皎（ケウ）同月（シヤウ）一〕　海篇巻二天文門8丁オ

昌〔音昌〕

両書の音が一致しないのである。例えば、

晶〔音精光也〕　海篇巻二天文門4丁オ

の項を字体の類似によって誤って引用したとも、『海篇』巻一の奇字便覧の次の部分

三同類

天（ハ）〔皎玢二音天部〕　晶〔音精日部〕　昌〔同上月部〕　海篇巻一奇字便覧21丁ウ

から引用したとも考えられる。『海篇』諸本の精査とともに今後の課題としておく。なお、高梨信博「『和漢音釈書言字考節用集』引用文献索引」（『国語学研究と資料』第二号、昭和五十二年十二月）及び、中村元「『十二韻』の三本について」（『中世文藝論稿』第十二号、平成元年三月）によって、『書言字考節用集』、『韻字記』に『海篇』が引用されていることを知った。他に、『武家節用集』（延宝九年刊）にも『海篇』の引用が見られる。

（20）「無津甕星」は本来「天津甕星」であろう。「天」と類似した字体「无」を介して誤った回帰がなされたものと思われる。管見の『日本書紀抄』の中では「古活字二巻本」（高羽五郎『抄物小系』所収）に

無津甕星ハハウキホシソ彗星ノ御出有タト云モ是ソ　日本書紀抄巻二25丁オ

とあるのが確認できる。ただし、『合類節用集』における『日本書紀抄』からの引用語の中には「古活字二巻本」とは一致しないものも見られる。

（21）雑賀めぐみ「『真字百人一首』の用字と表記」（『帝塚山学院大学

合類巻八97丁ウ

日本文学研究』第23号、平成四年二月）でも、『真字百人一首』において、『字彙』が出典として示されていない箇所にも『字彙』からの引用と認められる例が存在することが示唆されている。

補注

松井利彦氏は『近世漢語辞書の成立と展開』（平成二年十一月、笠間書院）「第一章節用集から漢語辞書へ」の「一、近世節用集の性格」において、『書言字考節用集』における『字彙』の引用箇所を提示した後、次のように述べる。

これらのほか、「悖々」に「ドキ〳〵」と振り仮名が付けられ、そして「〈字彙〉心動也」と注記されている。『書言字考節用集』の編者は『字彙』に「悖悖、動レ心ヲ」と記載されているこの漢字の意味と、その音を考え併せて疑態語表記の漢字として掲出しているのである。また、「唵」に「シヤベル」と振り仮名が付いているのも、これには出典が記されていないけれども、『字彙』に「喋喋言貌」とあるから、おそらく、これに基づいているのであろう。

松井氏は、『書言字考節用集』の場合、『字彙』の記載によって編纂者が新たに訓を施して掲出するという営みがあったと想定している。しかし、『合類節用集』においてもそのような営みがあったかどうかは判断を保留せざるを得ない。『字彙』から注文を引用している語の中で、先行の節用集等に一致する訓が確認できないものとしては次の三例がある。

霹靂（〈釋名〉ニ作レ辟歴ニ又〈字彙〉ニ作レ劈靂ニ）　合類巻一5丁オ

店（〔〈字彙〉ニ肆也所ニ以置レ貨ヲ売ル物ヲ也〕）　合類巻一38丁ウ

文魚（〈字彙〉ニ曰状如レ覆銚ノ鳥ノ首ヲ魚ノ尾有レ翼音如レ磬ノ生ス珠ヲ玉ヲ）　合類巻五3丁ウ

これらを先行の書に見当らないという消極的な理由で編纂者による付訓とするべきかどうか。

参考までに『字彙』が出典注記として示されている見出語を以下に示しておく。（左の傍訓は省略する）

市　彗星　霹靂　梅雨　虹　渤澥　瀚翳　巷　阡陌　淋漓　瀟澥　格澤　膏腴　曜靈　搖光　撲黎　大塊　大陽　側匿　奎　星　過辨　潮頭　歸墟　潨闢　瀾汐　縮朒　淆丘　霪雨　以上二十八例天地部

冗月　涂月　大昕　霣月　懸弧令旦　辜月　詰朝　厥甸　浹辰　設帨令旦　韶光　以上十一例時候部

屋　庵　倚廬　店　匱　編戸　后土　子舎　以上八例居宅部

閭娵　餘須　宅家士　懸官　騶人　桑扈　鉅公　姬姜　遊倅　嗇夫　餽生　贅婿　以上十二例人物部

八髎　闌干　以上二例人支部

文魚　以上一例魚部

爾爽　沐腫　以上二例諸獣部

偏裂　以上一例衣服部

酸酥　殕　以上二例飲食部

鉗　箝子　鼓　車　踶蹏　以上五例器財部

吉　以上一例疑字部

弄璋　咄差　温敦　猝暴　南膜　滑稽　款乃　居々〳〵　羿　白　以上十例言語部